

琵琶湖流域下水道事業燃焼灰（焼却灰）取扱い規程

（目的）

第1条 この規程は、滋賀県（以下「県」という。）が実施する琵琶湖流域下水道事業の湖南中部浄化センターおよび東北部浄化センター（以下「浄化センター」という。）で発生する下水汚泥燃焼灰（焼却灰）（以下「燃焼灰」という。）の取扱いを定め、燃焼灰の有効利用の促進を図ることを目的とする。

（運営の委託）

第2条 県は、燃焼灰の取扱いの全部または一部を、維持管理を行う者に委託させることができる。

（取扱手続）

第3条 取扱い手続等の詳細は、上下水道課長が別に定める「琵琶湖流域下水道事業燃焼灰（焼却灰）取扱い事務要領」（以下「取扱事務要領」という。）による。

（取扱場所）

第4条 燃焼灰の取扱いの場所は、浄化センターとする。

（取扱時の事故等）

第5条 燃焼灰の販売等を受ける者（以下「購入者」という。）は、燃焼灰の積込み等の際および運搬時など、飛散防止や安全に充分留意しなければならない。

2 購入者は、浄化センターの建物、機器等を破損しないように留意しなければならない。万一破損した場合は、県の指示に従い速やかに復旧または賠償しなければならない。

（販売等の制限および停止）

第6条 県は、災害、施設の破損、その他やむを得ない事情がある場合は、燃焼灰の販売等を制限し、または停止することがある。

2 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が継続する間、当該購入者に対し、燃焼灰の販売を停止することがある。

- （1）購入者が目的以外に燃焼灰を使用したとき。
- （2）購入者が正当な理由なく燃焼灰を処分したとき。
- （3）購入者が料金を指定期間内に納付しないとき。
- （4）購入者がこの規程および上下水道課長が別に定める「取扱事務要領」に違反したとき。

（免責）

第7条 県が燃焼灰の販売等の制限または停止をしたことにより、購入者または第三者に対して損害が生ずることがあっても、県はその責を負わない。

（料金）

第8条 料金は、以下のとおりとする。なお、飛散防止のため積み込む前に燃焼灰を加湿する場合があります。その場合は加湿後の重量で料金を算出する。また、車両へのバラ積み原則とするが、積み込みにフレコン袋が必要な場合は購入者が準備するものとし、積み込み・運搬等に係

る経費は購入者が負担するものとする。

区 分	価 格 (消費税および地方消費税を含む)
一般の購入者	110円/t

(実績)

第9条 購入者は毎年5月末までに前年度の利用実績（製造数や販売数等）を購入先の南部流域下水道事務所長または北部流域下水道事務所長（以下「事務所長」という。）に報告するものとする。

(法令遵守)

第10条 購入者は積み込み、運搬、処分等において、安全の確保を図るとともに、関係法令を遵守すること。なお、関係法令等に基づく措置が必要な場合は、その旨をあらかじめ事務所長に通知するとともに、その結果を報告するものとする。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月10日から施行する。

この規程は、令和5年7月10日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

琵琶湖流域下水道事業焼灰（焼却灰）取扱い事務要領

1. 目的

この要領は、滋賀県（以下「県」という。）が実施する琵琶湖流域下水道事業の湖南中部浄化センターおよび東北部浄化センター（以下「浄化センター」という。）で発生する下水汚泥焼灰（焼却灰）（以下「焼灰」という。）の取扱い事務手続き等を定める。

2. 取扱い担当

販売等の事務処理（申込みの受付、承諾および焼灰の販売等を受ける者（以下「購入者」という。）に対する料金の納付手続き等）および搬出に関する事務（積込み、搬出作業の確認、搬出量の計量等）は、浄化センターを管轄する南部流域下水道事務所または北部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が行う。

浄化センター	管轄する事務所
湖南中部浄化センター	南部流域下水道事務所
東北部浄化センター	北部流域下水道事務所

3. 事務処理

（1）申込みの受付

- ・ 申込みの受付は、当該浄化センターを管轄する事務所で行う。

（2）申込みの方法

- ・ 購入者は年度毎に様式1により申込みを行う。なお、初めて申請する場合は、事前に事務所等と搬出方法や時期について協議および現地確認が必要なため、様式1を提出する前に事務所まで連絡を行うものとする。
- ・ 試験・研究材料として使用する者は、別途定める「試験・研究用試料の提供に関する取扱い事務要領」に従って申込みを行う。

（3）契約・承諾

事務所は、申込み内容を審査し、適当と認める場合は、様式2-1により売り払いを承諾する旨、購入者に対し通知する。

なお、1社当たりの販売総額が100万円を超える場合は、様式2-2により売り払い契約を締結する。

(4) 積込作業、計量等

事務所より通知を受けた浄化センターにおいて、積込作業、搬出作業の確認、搬出量の計量等搬出に関する事務について適切な対応を行う。

計量はトラックスケールにより、t（トン）単位で行う。計量単位は0.01 tとする。

(5) 料金納付手続き

南部流域下水道事務所は湖南中部浄化センターについて、北部流域下水道事務所は東北部浄化センターについて、売り払い実績を取りまとめて、購入者に対して納入通知書の発行等、料金納付手続きを行う。

附 則

この事務要領は、令和5年4月10日から施行する。

この事務要領は、令和5年7月10日から施行する。

この事務要領は、令和8年4月1日から施行する。

年間の購入予定

使用を希望する月	使用量
4	t
5	t
6	t
7	t
8	t
9	t
10	t
11	t
12	t
1	t
2	t
3	t
合計	t

滋 〇 〇 第 号
令和 年(年) 月 日

様

滋賀県〇〇流域下水道事務所長

燃焼灰（焼却灰）の売り払いについて（通知）

年 月 日付けで申込みのありました燃焼灰（焼却灰）の購入について、承諾することを通知します。

なお、下記事項にご留意願います。

記

1. 販売単価は、浄化センター渡りで110円/t（消費税および地方消費税を含む）です。
2. 代金請求は、月末締切による翌月一括払いで行います。
後日送付する県が発行の納入通知書により納付して下さい。
3. 購入申込書の内容および関係法令を遵守して下さい。また、「琵琶湖流域下水道事業燃焼灰（焼却灰）取扱い規程」および「琵琶湖流域下水道事業燃焼灰(焼却灰)取扱い事務要領」も遵守して下さい。
4. 搬出にあたっての詳細は、該当浄化センターの指示に従って下さい。

〇〇浄化センター

住 所：

TEL：

5. 在庫の関係で、必ずしもご希望時期にご希望数量を販売できないことがあります。

様式2-2（100万円を超える場合）

〇〇浄化センターから発生する燃焼灰（焼却灰）の売り払いにかかる契約書

滋賀県知事（以下「甲」という。）と 代表
（以下「乙」という。）は、〇〇浄化センターから発生する燃焼灰（焼却灰）の売り払いについて、この契約を締結する。

（売り払い料金の額）

第1条 甲は、〇〇浄化センターから発生する燃焼灰（焼却灰）について、乙に対して燃焼灰（焼却灰）1tあたり110円（消費税および地方消費税を含む）で売り払うものとする。

（売り払い料金の算定方法）

第2条 甲は、1月単位の売り払い量を〇〇事務所からの燃焼灰（焼却灰）売り払い量の認定報告に基づき集計し、売り払い料金を算定する。

（売り払い料金の支払い）

第3条 乙は、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する日までに売り払い料金を納入しなければならない。

（契約期間）

第4条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（協議）

第5条 この契約に定めのない事項またはこの契約の条項について、疑義が生じた場合は、甲乙協議してこれを定める。

（協議履行の原則）

第6条 甲および乙は、相互に密接な連絡をとり、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

乙